

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり制定する。

平成17年4月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 細則第7号

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則(以下「就業規則」という。)第6条の規定に基づき、専門職員の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、就業規則第2条に規定する職員(以下「専門職員」という。)に適用する。

(給与の種類)

第3条 専門職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)及び諸手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 時間給 (2) 諸手当 通勤手当 超過勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)
期末手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)

2 前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。

(給与の決定)

第5条 専門職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

2 専門職員の時間給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。

$$((\text{俸給月額} + \text{都市手当相当の額}) \times 12) \div (40 \times 52)$$

3 前項に規定する俸給月額に対する都市手当相当の額は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第26条の例に準じて決定する。

（通勤手当）

第6条 雇用予定期間が1箇月以上の専門職員については、職員給与規程第28条の例に準じて、通勤手当を支給することができる。

（超過勤務手当）

第7条 特別な事由により、専門職員に定められた勤務時間を超えて勤務させた場合には、第5条の規定により受けることとなる俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額を基礎として、職員給与規程第33条の例に準じて、超過勤務手当を支給する。ただし、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の適用を受ける職員の1日の所定労働時間内における超過勤務については、時間給と同額を支給する。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する専門職員のうち、雇用予定期間が6箇月以上である専門職員に支給することができる。

2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、職員給与規程第38条の例に準じて支給する。

（職員給与規程の準用）

第9条 職員給与規程第3条、第5条、第6条及び第9条の規定は、専門職員について準用する。

（実施に関し必要な事項）

第10条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

別表

専門職員俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	204,900
2	220,700
3	236,400
4	252,200
5	267,900
6	283,700
7	299,400
8	315,200
9	331,000
10	346,700
11	362,500
12	378,200
13	394,000
14	409,700